

第151号議案

長崎市の小島養生所等遺跡の完全保存に関する住民投票条例について

目次	ページ
1 住民投票条例制定の直接請求について	1～2
2 請求に対する考えについて	3～9
【参考資料】	
1 仁田佐古小学校新校舎建設場所の決定に至った経緯	10～12
2 小島養生所等遺構に係る保存活用方針の決定に至った経緯	12～16

文化観光部

教育委員会

平成29年11月



1 住民投票条例制定の直接請求について

(1) 請求代表者

長崎県長崎市籠町2番35号 高橋 正行
長崎県長崎市東琴平2丁目8番8号 鮫島 和夫
長崎県長崎市清水町2番20号 相川 忠臣

(2) 請求の要旨

ア 請求の趣旨

旧長崎市立佐古小学校に従来存在し、又、発見された現存する養生所等遺跡について完全な調査と保存を行い、当該遺跡地における開発行為である学校建設工事と外周道路拡幅建設工事を行わないことに対する賛否を問う住民投票を実施するための条例制定を請求する。

イ 請求の理由

(ア) 長崎市が旧長崎市立佐古小学校地に長崎市立仁田佐古小学校を建設する決定をしたことは承知しているが、その過程において、遺跡や新たに明らかになる学校建設に関わる種々の事象の完全な調査を実施せず又完了しないまま学校建設ありきで進んできたことは事実である。

(イ) 長崎市は、旧佐古小学校地に両校の合併後の校舎を建てることを決定した後に、当地の発掘調査を発動し養生所・分析究理所・明治期の遺構・異物が発見され、一帯が養生所等の遺跡であることが長崎市民に認識された。

(ウ) 前オランダ・ライデン大学教授ハルメン・ボイケルス氏（現長崎大学教授）はこの遺跡は「出島」と同等の価値があると評価している。

(エ) この旧佐古小学校地を全面的に学術調査して遺跡の価値を明らかにし、敷地内と外周道路、遺跡の基盤である土地の造形に於いて一部でも損壊や損耗のない保存を行い、長崎市と長崎市民の象徴とし学校を旧仁田小に建設する。

(参考) これまでの主な経過

日付	内容
平成29年9月27日	・代表者証明書交付申請書の提出
平成29年9月28日	・代表者証明書の交付 ・上記証明の告示
平成29年11月16日	・署名収集終了
平成29年11月17日	・署名簿の提出

日 付	内 容
平成 29 年 11 月 27 日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 署名簿の審査終了 ・ 署名簿の審査結果の告示 <ul style="list-style-type: none"> 〈署名し印を押した者の総数：16,984人〉 〈有効署名の総数：15,776〉
平成 29 年 11 月 28 日～12 月 4 日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 署名簿の縦覧（縦覧者 1 名）
平成 29 年 12 月 5 日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 有効署名総数の告示 <ul style="list-style-type: none"> 〈有効署名の総数：15,776〉
平成 29 年 12 月 7 日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 条例制定請求書、署名収集証明書及び署名簿の提出 ・ 請求の受理通知 ・ 請求代表者の住所・氏名及び請求の要旨の告示

2 請求に対する考えについて

(1) 請求に対する考え

長崎市の小島養生所等遺跡の完全保存に関する住民投票条例の制定については「反対」する。

【理由】

ア 小島養生所等遺跡については、旧佐古小学校敷地における全面的な発掘調査を終えており、遺跡の保存と学校建設の両立を目指す方針であること。

(ア) 旧佐古小学校の体育館側敷地における小島養生所の遺構及び校舎・グラウンド側敷地における分析究理所等の遺構については、平成29年9月末までに旧佐古小学校敷地の全面的な発掘調査を終えており、小島養生所及び分析究理所等に関する残存遺構は全て検出している。

(イ) 小島養生所の遺構について

体育館側敷地における小島養生所の遺構については、小島養生所の建物の基礎である石垣や玉砂利などの遺構が比較的良好な状態で残っているため、当該遺構を保存するために必要な設計変更を行ったうえで、埋蔵文化財の最適な保存方法とされる埋め戻しによる保存を基本としつつ、一部の遺構は露出展示することで、全て現状のまま保存することとしている。

(ウ) 分析究理所等の遺構について

校舎・グラウンド側敷地における分析究理所等の遺構は、過去の土地掘削などにより、既に大きく破壊されていること、また、老朽化が進んでいる仁田佐古小学校の現在の校舎は、耐震化もしておらず、新校舎を早期に建設する必要があることから、当該遺構については、埋め戻しにより現状のまま保存することを基本としながら、新校舎建設の支障となる部分は、精度の高い記録をとったうえで移設することとしている。移設する部分については、埋め戻した部分の複製と合わせて、元の姿を彷彿させるように敷地内で再現し、保存・活用を図るよう工夫することとしている。

イ 旧佐古小学校敷地における学校建設工事と外周道路拡幅建設工事は行うこと。

(ア) 長崎市は、3つの敷地に分割されている旧仁田小学校よりも敷地がまとまっている旧佐古小学校跡地の方が、子どもたちにとってより良い教育環境を整備することができるものと判断し、新校舎建設の適地を旧佐古小学校跡地に決定しており、この結論に至るまでには、地元住民と6年間にも及ぶ長い時間をかけて協議を重ねてきた経緯がある。

(イ) 地域や保護者からは、子どもたちが安全安心な学校生活を送れるよう1日も早い新校舎建設を求められているが、仮に、分析究理所等の遺構を一部でも取り除かず、全て現状のまま保存することとした場合、現在の建設計画を変更する必要があるため、新校舎の供用開始は現在の計画より2年程度遅れ、子どもたちは、老朽化し、耐震化もしていない現在の仁田佐古小学校の校舎を、さらに長い期間使用しなければならない。

(ウ) 旧佐古小学校の外周道路は、道路幅員が狭く、車両が進入できないことから、日常の買い物や通院、介護などに不便を来しているとともに、緊急時における救急搬送や消防活動などにも支障を来しており、学校建設を契機に地域の防災性・安全性の向上や地域のまちづくりの観点から、旧佐古小学校用地を活用し、緊急車両などが通行できる周回道路を整備する必要がある。

(2) 請求の要旨に対する考え

ア 請求本文（請求の理由）

請求の概要	請求に対する考え
<ul style="list-style-type: none"> ● 長崎市が旧長崎市立佐古小学校地に長崎市立仁田佐古小学校を建設する決定をした過程において、遺跡や新たに明らかになる学校建設に関わる種々の事象の完全な調査を実施せず又完了しないまま学校建設ありきで進んできた。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 旧佐古小学校敷地に小島養生所及びその関連施設があったという歴史的事実については、旧佐古小学校の校歌にも「医学部ありし ゆかりの地」とあるように、十分な認識があった。そのような認識のもと、旧佐古小学校の校舎などの解体後に埋蔵文化財の発掘調査を行い、当該敷地における遺構の残存状況の全容が明らかになった。
<ul style="list-style-type: none"> ● 長崎市は、旧佐古小学校地に両校の合併後の校舎を建てることを決定した後に、当地の発掘調査を発動し養生所・分析究理所・明治期の遺構・異物が発見され、一帯が養生所等の遺跡であることが長崎市民に認識された。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 旧佐古小学校敷地における発掘調査により、小島養生所及び分析究理所等に関する遺構が一部確認されたことを受け、これを周知し、開発行為に対して保護措置を図る観点から、当該敷地を文化財保護法に基づく「周知の埋蔵文化財包蔵地」とし、また、小島養生所に関する遺構が残る体育館側敷地については、市の指定史跡として、保存・継承を図ることとした。 ● 発掘調査終了後に仁田佐古小学校PTAが実施した新校舎建設に係るアンケート調査では、保護者全体の9割近い方々からの回答を得ており、そのうちの8割近くが、現在の計画通りの学校建設を望んでいることから、遺跡の保存と学校建設の両立を目指す必要性を改めて感じた。

請求の概要	請求に対する考え
<ul style="list-style-type: none"> ● 前オランダ・ライデン大学教授ハルメン・ボイケルス氏（現長崎大学教授）はこの遺跡は「出島」と同等の価値があると評価している。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 小島養生所及び分析究理所等が、近代西洋医学発祥の地として歴史上果たした役割は大きいものと考えているが、発掘調査によって検出された残存遺構は少なく、保存状態も良くない状況であり、失われた建物などを正確に復元できるような遺構も検出されていない。 ● 特に、分析究理所等に関する残存遺構は、全体のごく僅かで、過去の土地掘削などによって大きく破壊されており、遺跡を象徴するような遺物も残っていない。 ● 遺構の残存状況がよくないことは、文化庁との協議においても指摘されており、保存状態から見た遺跡の評価については、国指定の史跡には至らないとの見解が示されている。

請求の概要	請求に対する考え
<ul style="list-style-type: none"> ● この旧佐古小学校地を全面的に学術調査して遺跡の価値を明らかにすること。 ● 敷地内と外周道路、遺跡の基盤である土地の造形に於いて一部でも損壊や損耗のない保存を行うこと。 ● 長崎市と長崎市民の象徴とし学校を旧仁田小に建設すること。 	<p>(遺構の取扱いについて)</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 新校舎の建設に当たり、旧佐古小学校敷地における全面的な発掘調査を終え、小島養生所及び分析究理所等に関する残存遺構は全て検出している。 ● 体育館側敷地に比較的良好な状態で残る小島養生所に関する遺構については、埋蔵文化財の最適な保存方法とされる埋め戻しによる保存を基本としつつ、一部の遺構は体育館に併設する展示室で露出展示することで、全て現状のまま保存することとしている。当該展示室においては、分析究理所や医学所を含め、その歴史と価値を伝える資料なども展示する予定である。 ● 校舎・グラウンド側敷地に残る分析究理所等の遺構については、埋め戻しにより現状のまま保存することを基本としながら、新校舎建設に支障となる部分は、精度の高い記録をとったうえで移設することとしている。移設する部分については、埋め戻した部分の複製と合わせて、元の姿を彷彿させるように敷地内で再現し、保存・活用を図るよう工夫することとしている。 <p>(学校建設について)</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 長崎市は、3つの敷地に分割されている旧仁田小学校よりも敷地がまとまっている旧佐古小学校跡地の方が、子どもたちにとってより良い教育環境を整備することができるものと判断し、新校舎建設の適地を旧佐古小学校跡地に決定した。 ● 旧佐古小学校の外周道路については、道路幅員が狭く、車両が進入できないことから、日常の買い物や通院、介護などに不便を来しているとともに、緊急時における救急搬送や消防活動などにも支障を来しており、学校建設を契機に地域の防災性・安全性の向上や地域のまちづくりの観点から、旧佐古小学校用地を活用し、緊急車両などが通行できる周回道路を整備する必要がある。

請求の概要	請求に対する考え
<ul style="list-style-type: none"> ● 旧佐古小学校地、現代の日本の全ての西洋医学の基盤となる日本で唯一の近代西洋医学の発祥に係わる遺跡として残す賛否を問う住民投票を実施するための条例を請求する。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 長崎市は、様々な検討を行ったうえで遺跡の保存と学校建設の両立を目指すこととしており、学校建設を行わずに旧佐古小学校地を遺跡として残すことは考えていない。

(3) 本条例に対する考え

ア 第1条 (目的)

条項の内容	規定に対する考え
<ul style="list-style-type: none"> ● 条例の目的として、「長崎市の小島養生所等遺跡の完全保存について、住民の意思を確認する」旨の規定 	<ul style="list-style-type: none"> ● 小島養生所等の遺跡の取扱いに係る方針について、発掘調査により検出した遺構の残存状況や、これまでの様々な検討の経過を踏まえ、遺跡の保存と学校建設の両立を目指すこととしている。

イ 第2条 (住民投票)

条項の内容	規定に対する考え
<ul style="list-style-type: none"> ● 「住民の意思を確認するための選択肢」の規定 (1) 旧佐古小学校の養生所等遺跡を完全保存することに賛成 (2) 旧佐古小学校の養生所等遺跡を完全保存することに反対 	<ul style="list-style-type: none"> ● 請求の趣旨では、「完全な調査と保存を行い、当該遺跡地における開発行為である学校建設工事と外周道路拡幅建設工事を行わないことに対する賛否を問う」としながら、請求の理由では、「学校を旧仁田小に建設し、旧佐古小学校地、現代の日本の全ての西洋医学の基盤となる日本で唯一の近代西洋医学の発祥に係わる遺跡として残す賛否を問う」とされており、新校舎を旧仁田小学校跡地に建設することが選択肢に入っておらず、請求の趣旨、請求の理由及び住民投票の選択肢が一致していないため、この選択肢では住民の意思が正確に反映されない。 ● 長崎市は、遺跡の保存と学校建設の両立に取り組む方針であることから、その選択肢は、単に遺跡の完全保存についての賛否を問うものではなく、学校建設についても考慮し、「養生所等遺跡の完全保存と学校建設の中止に賛成」と「養生所等遺跡の保存と学校建設の両立に賛成」にすべきである。

ウ 第15条（投票結果の取扱い）

条項の内容	規定に対する考え
<ul style="list-style-type: none">● 「市長及び市議会は住民投票の結果を尊重する」旨の規定	<ul style="list-style-type: none">● 「小島養生所等遺跡の完全保存について、住民の意思を確認することを目的」として行う以上、一定の投票率と得票率を満たさなければ、正確な住民の意思が反映されたとはいえない。● 住民の意思を適切に評価するための投票率と得票率の規定を設けることは、必須の要件である。

(4) 総括

- 新校舎建設に伴う埋蔵文化財の全面的な発掘調査は既に終えており、また、遺構の残存状況が良くないことは文化庁との協議においても指摘されているが、小島養生所及び分析研究所等が、近代西洋医学発祥の地として歴史上果たした役割は大きいことから、発掘調査で検出された遺構については、適切な方法により保存と活用を図ること。
- 体育館側敷地に残る小島養生所の遺構については、埋蔵文化財の最適な保存方法とされる埋め戻しによる保存を基本としつつ、一部の遺構は露出展示して、その歴史的価値を伝えられるよう、全て現状のまま保存すること。
- 校舎・グラウンド側敷地に残る分析研究所等の遺構については、埋め戻しにより現状のまま保存することを基本としながら、新校舎建設の支障となる部分は、精度の高い記録をとったうえで移設することとし、移設する部分については、埋め戻した部分の複製と合わせて、元の姿を彷彿させるように敷地内で再現し、保存・活用を図るよう工夫すること。
- 旧佐古小学校と旧仁田小学校の統廃合後の学校建設は、現在使用している仁田佐古小学校の校舎の老朽化が進んでおり、耐震化もしていないため、子どもたちの安全安心な教育環境を早期に整備する必要があると、先延ばしできない重要な課題であること。
- 新校舎の建設については、地元住民と長い時間をかけて協議を重ね、子どもたちにとってより良い教育環境を整備することができるとの判断から、旧佐古小学校跡地を適地として決定した経緯があること。
- 遺跡の保存と学校建設はどちらも重要な課題であるため、長崎市は、旧佐古小学校跡地において、小島養生所等の遺跡の保存と学校建設の両立を目指す方針であること。
- 学校建設に当たっては、体育館に展示室を併設し、小島養生所等に関する遺構や遺物、資料などを展示するとともに、これらの貴重な情報を発信し、その歴史と価値を伝えながら、遺跡の保存・継承を図っていくこと。

このような経過及び状況を踏まえ、総合的に判断すると、遺跡の保存と学校建設の両立を目指すことが最善の選択であり、また、新校舎建設については、今日までの様々な検討の経過を踏まえて決定すべきであることから、住民投票を実施する本条例の制定について反対するものである。

1 仁田佐古小学校新校舎建設場所の決定に至った経緯

(1) 主な経過

ア 佐古小学校・仁田小学校統合に係る合意形成までの説明会

年月日	内容
平成 22 年 2 月～10 月	地元自治会及び PTA 関係者へ第二次適正配置計画説明 ・佐古小学校、仁田小学校の児童数が減少していることや施設の状況等により統廃合の検討を要することを説明した。
平成 23 年 11 月 18 日	第 1 回佐古小学校・仁田小学校合同説明会開催 ・両校の統合を含めた将来計画について説明した。
平成 24 年 2 月 28・29 日	仁田小学校・佐古小学校保護者説明会開催 ・統合の是非や課題について意見を聴取するため、保護者アンケートを実施することが了承された。
平成 24 年 4 月 20・23 日	佐古小学校・仁田小学校保護者アンケート結果報告 ・統合について、賛成またはどちらかといえば賛成が約 77%を占めたことを報告した。
平成 24 年 7 月 3・13 日	佐古小学校・仁田小学校保護者と意見交換会実施 ・統廃合に伴う課題・要望について協議を行った。
平成 24 年 9 月 28 日	佐古小学校育友会と意見交換会実施 ・統廃合に関する意見を聴取した。
平成 24 年 10 月 18 日	仁田南部連合自治会役員会においてアンケート結果報告
平成 24 年 12 月 5 日	仁田小学校保護者と意見交換会実施 ・早期に統合を望む意見が多く出された。
平成 25 年 6 月 23 日	第 2 回佐古小学校・仁田小学校合同説明会開催 ・統合を前提とした意見交換の場の設置について了承された。

イ 佐古小学校・仁田小学校統廃合地域懇話会・統廃合検討協議会・作業部会等での協議

年月日	内容
平成 25 年 8 月 27 日	第 1 回地域懇話会開催 ・両校の地域及び学校関係者から委員を選任いただき、開催したところ、早期の統合を望む意見が多数を占めていた。
平成 25 年 11 月 28 日	第 2 回地域懇話会開催 ・統合にかかる具体的な条件等について協議する協議会へ移行することとなった。
平成 26 年 3 月 13 日	第 1 回統廃合検討協議会開催 ・2 校を廃止し、新しい学校として設置する「新設統合」とすることで合意した。

年月日	内 容
平成 26 年 5 月 8 日	<p>第 2 回統廃合検討協議会開催</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「旧佐古小学校の跡地は、医療活動の前身に関すること、日本の医学者が集まってきた場所でもあり、そこに記念館を併設して学校を建てることができたら、子どもたちを叱咤激励して向学意欲を高めることができる。」 ・「佐古小学校を新設校にする場合は、歴史的な重要なものも取り入れながら建設を検討してほしい。」 ・新設校の用地について検討したが、さらに具体的に検討するため、引き続き協議を行うこととした。
平成 26 年 9 月 22 日	<p>第 3 回統廃合検討協議会開催</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新設校の用地について、両校合わせて複数の建設案をもとに協議したが、委員より別途新たな仁田小学校建設案の提案があったため、次回も引き続き協議することとした。
平成 26 年 11 月 13 日	<p>第 4 回統廃合検討協議会開催</p> <p><u>・新設校の用地について、仁田小学校及び佐古小学校への建設案並びに新たな建設案も含めて協議を行ったが、敷地の形状や校地面積等を考慮し、通学の安全を期すため仁田小学校から佐古小学校にかかる通学路の整備を条件に佐古小学校跡地へ建設することで合意した。</u></p>
平成 27 年 1 月 7 日	<p>第 5 回統廃合検討協議会開催</p> <ul style="list-style-type: none"> ・開校準備作業部会の設置と、協議会におけるこれまでの協議結果をまとめた一次報告書案について検討した。
平成 27 年 1 月 27 日	<p>第 6 回統廃合検討協議会開催</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一次報告書の内容について承認し、また新設小学校名の応募・選考方法について検討した。
平成 27 年 3 月 23 日	<p>第 7 回統廃合検討協議会開催</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新設小学校の校名候補について、校区内の地域や保護者の皆様から応募された校名案のうち、一次選考により 8 つの校名を選定した。
平成 27 年 5 月 1 日	<p>第 8 回統廃合検討協議会開催</p> <ul style="list-style-type: none"> ・校名候補について、選定した 8 つの校名の中から校区内の地域や保護者の皆様に投票していただいた結果、得票数の最も多い「仁田佐古小学校」を最終候補として選定した。
平成 27 年 5 月 15 日	<p>佐古小学校と仁田小学校の統廃合についての意思決定</p> <p>(1) 統廃合形態 佐古小学校と仁田小学校を廃止し、仁田佐古小学校を設置する。(新設統合)</p> <p>(2) 統合時期 平成 28 年 4 月 1 日</p> <p>(3) 統合理由 仁田小学校及び佐古小学校においては、児童数の減少により小規模化しており、距離が約 300m と近接していることに加え、両校の校舎が老朽化しているため。</p>

年月日	内 容
	(4)新設校設置場所 現在の佐古小学校敷地に新校舎を建設するが、新校舎が整備されるまでの措置として仁田小学校を仮校舎として活用する。

2 小島養生所等遺構に係る保存活用方針の決定に至った経緯

(1) 主な経過

ア 小島養生所跡

年月	内 容
平成 27 年 8 月～10 月 平成 28 年 8 月～12 月	発掘調査の実施 ・石垣、石列、建物基礎などを発見し、薬草を煎じたと思われる土鍋や土瓶、西洋ガラス製の薬瓶や板ガラスなど、関連する遺物が出土した。
平成 28 年 12 月	平成 28 年度長崎市文化財審議会開催 ・国の文化財となる可能性について、文化庁に確認を行うよう求められた。 文化庁への報告・協議 ・遺構の残存状況がよくないことから、国指定史跡にはなり難いとの見解を得た。 ・文化財として将来にわたり保護していくために、長崎市の指定文化財とすることについて検討するよう助言を受けた。 都市経営会議における方針の決定 ・国の登録文化財よりも保護措置として優位である市の指定文化財を目指すこととした。 ・仁田佐古小学校の体育館建設予定地における遺構の一部（石垣・建物基礎の一部）について露出展示を行い、その他の遺構については、埋戻し保存を行ったうえで、遺構に影響がない形で学校建設を進め、遺構と学校の併存を図ることとした。 ・資料展示のあり方については、長崎大学の協力を得ながら進めることとした。
平成 29 年 4 月	平成 29 年度第 1 回長崎市文化財審議会開催 ・体育館側敷地を、「長崎（小島）養生所跡」として、市の史跡に指定するのが適当であるとの答申を受けた。

年月	内容
平成 29 年 5 月	<p>長崎市教育委員会平成 29 年 5 月定例会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・長崎市文化財審議会の答申どおり、体育館側敷地を、「長崎（小島）養生所跡」として、市の史跡に指定することを決定した。 <p><平成 29 年 6 月 5 日指定></p>
平成 29 年 9 月	<p>発掘調査の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・敷地北側で建物の基礎である石垣や玉砂利、敷地東側で石垣が出土した。

イ 分析究理所関連遺構

年月	内容
平成 29 年 5 月	<p>校舎解体工事に伴う立会調査の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・校舎・グラウンド側の敷地西側に、分析究理所の敷地や範囲を示す石垣を発見した。
平成 29 年 6 月	<p>平成 29 年度第 2 回長崎市文化財審議会開催</p> <ul style="list-style-type: none"> ・分析究理所の敷地や範囲を示す石垣を「長崎（小島）養生所跡」に関連するものと認め、遺構が残る範囲を史跡に加え指定範囲を拡大すること ・指定範囲の正確な位置・面積については、発掘調査の結果をもって決定すること ・新校舎建設の支障となる部分は、記録保存を前提に必要最小限の解体を行い、石材は保管したうえで工事を進めること <p>との答申を受けた。</p>
平成 29 年 7 月～8 月	<p>発掘調査（追加調査）の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・校舎・グラウンド側の敷地南側で、分析究理所建物の礎石及び雨落ち溝が出土した。

年月	内容
平成 29 年 9 月	<p>平成 29 年度第 3 回長崎市文化財審議会開催</p> <ul style="list-style-type: none"> ・長崎医学校時代（明治初期）の建物の位置と敷地が確認できる図面等から、分析究理所敷地の範囲を推測し、史跡に加えること ・南側の遺構（建物の礎石及び雨落ち溝）は、小学校校舎の建設によって取り除く可能性があるが、西側に面する外の石垣は、必要最小限の解体を行うものの、多くは現状のまま保存すること ・やむを得ず取り除かざるを得ない建物の遺構については、3D計測によって精度の高い記録をとり、礎石等は保管すること <p>などの取扱いについて、承認を得た。</p> <p>長崎市教育委員会平成 29 年 9 月臨時会開催</p> <ul style="list-style-type: none"> ・校舎・グラウンド側敷地西側の石垣、南側に出土した建物の礎石及び雨落ち溝の取扱いについて、長崎市文化財審議会の審議結果にしたがい決定された。 <p>発掘調査（追加調査）の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・校舎・グラウンド側敷地南側の石垣・石段及び北側の石垣が出土した。 <p>平成 29 年度第 4 回長崎市文化財審議会開催</p> <ul style="list-style-type: none"> ・追加調査により出土した遺構については、保存すべき価値があるとしながらも、遺構を取り除いて建物を建てることについては、市で判断して決定すべきとされた。 ・史跡の指定範囲については、今後、遺構と文献資料によって検討し、見直しを行うこととされた。 <p>長崎市教育委員会平成 29 年 9 月臨時会開催</p> <ul style="list-style-type: none"> ・追加調査により出土した遺構について、平成 29 年度第 2 回長崎市文化財審議会で示された西側の石垣と同様の取扱いとし、敷地北側の石垣は埋め戻して現状保存、新校舎建設の支障となるその他の遺構は、記録保存（3Dデータによる保存を含む）を前提に取り除き、石材は保管することを決定した。

年月	内 容
平成 29 年 10 月	<p>文化庁への報告・協議</p> <ul style="list-style-type: none"> ・分析究理所の出土遺構の残り具合はよくない。 ・遺構の取扱いについては長崎市が判断すればよく、小島養生所跡を長崎市の史跡に指定しており、長崎市の指定を目指すならそれでよい。 ・国の史跡に指定するには、遺構だけでなく、遺跡を象徴するような遺物の存在も重要であるが、分析究理所でそのような遺物は出土していない。 ・近代の国指定史跡は、遺構として当時の建物が保存されているケースが多く、それらと比較して、今回の遺跡を国の史跡とするには保存状態は良くない。 <p>などの見解を得た。</p> <p>平成 29 年度第 5 回長崎市文化財審議会開催</p> <p>分析究理所遺構の取扱いに関する教育委員会の決定に対し、賛否の判断はせず、対応は市に委ねるとしながらも、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・分析究理所に関する遺構については、後に検証できるように、3Dデータを含めしっかり記録を残してほしい。 ・分析究理所の残存遺構は全体のごくわずかであり、むしろ、重要と考えている小島養生所跡の遺構をしっかり現状保存してほしい。 ・新校舎建設に伴い現状保存できない部分については、できるだけ学校敷地内で移設保存してほしい。 ・小島養生所跡の関連遺構を展示する施設については、長崎大学のメンバーや専門家を入れるなどして十分に検討してほしい。 <p>などの要望があった。</p>

年月	内容
平成 29 年 11 月	<p>文化庁等による現地調査</p> <p><遺構の価値について></p> <ul style="list-style-type: none"> ・小島養生所等遺構は日本初の西洋式近代病院であり、病棟と研究施設がそろって近代的な価値がある。分析究理所も小島養生所と同じように考えていくのが妥当である。 ・遺構は、歴史的には十分意義があるが、遺構については部分的なものに留まっており、国の史跡とするには歴史的価値と遺構の両方が残っていないと難しく、養生所を国の史跡とするのは難しい。 <p><遺構の保存方法について></p> <ul style="list-style-type: none"> ・遺構は実物が重要で、学校建設との兼ね合いにおいては、実物をどれだけ残せるかが重要である。 ・遺構の保存と学校建設のバランスをどうとるかは、行政と住民等との関係の中でしか決まらず、可能なかぎりやれることはやったとどこで言えるかである。 ・校舎側敷地の遺構は残り具合が悪いが、残っている部分が少ないからこそ貴重であり、学校建設とどうバランスをとるか、やれることは全部やったと住民に説明するのが課題。 ・いろいろな制約がある中で遺跡を残す方向として、当時を偲ばせる部分をセットで動かすことが必要。 ・遺構は移動すれば価値が下がるが、現場の位置関係を保ったまま移設する。例えば、石垣と石段は、一緒にあることが大事であり、どちらも取り除かざるを得ないのなら、校舎敷地のどこかにセットで移設復元することも考えられる。 ・遺構があった場所に位置する校舎の床面などには、それが分かるような表示を行うことも考えるべきである。 ・分析究理所建物の遺構（礎石と雨落ち溝）は、協議によるが、残せるものは残すこととし、取り壊さないといけない部分は移設する。残す部分はレプリカを作成し、移設する遺構と接合させて、他の場所で活用することも考えられる。 <p>などの助言を受けた。</p>